

嬉 野 市 監 査 告 示 第 3 号  
平 成 2 7 年 2 月 2 4 日

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成26年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

嬉野市監査委員 西川 平七  
嬉野市監査委員 西村 信夫

記

- 1 監査基準日 平成26年12月31日
  
- 2 監査の期日 平成27年2月4日～17日  
  
 2月4日 総務課、選挙管理委員会事務局、市民課、財政課、税務収納課  
 2月5日 農業委員会事務局、うれしの茶振興課、うれしの温泉観光課  
 農林課  
 2月6日 会計課、水道課  
 2月9日 建設・新幹線課、環境下水道課、文化・スポーツ振興課  
 市民協働推進課  
 2月12日 健康づくり課、健康福祉課、福祉課  
 2月13日 学校教育課、教育総務課、議会事務局、監査委員事務局  
 企画政策課  
 2月16日 二次聴取  
 2月17日 二次聴取、監査委員による合議、講評

3 監査の項目

- (1) 職員の配置状況及び事務分担について
- (2) 事務事業の執行状況について
- (3) 附属施設の概要について
- (4) 特色ある事業または懸案事業及び事務等の状況について
- (5) 歳入歳出執行状況について

## 4 監査の方法

事務事業の執行状況について、提出を受けた書類・資料に基づき各課の担当職員から説明を受けるとともに不明な点については事情聴取を行い、事務事業が関係法令等にのっとり、経済的、効率的かつ有効的に実施がされているかに重点をおき、監査を実施した。

また、工事請負費等を主体に各部局から60事業を抽出し、提示を受けた関係書類の点検、審査を行った。

## 5 監査の結果

平成26年度の事務事業については、今回審査をした範囲内において、一部の契約関係書類、その他事務書類などに不適切な処理があったため訂正を要する事項があったものの、経理については適正に処理されていることを確認した。

### (1) 職員の配置状況及び事務分担について

事務の効率性の向上に努められ、概ね順調に事務が執行されているものと認めたが、近年の社会情勢に鑑み事業量が増大するなか改革による職員数の減及び中途退職者の不補充など、厳しい職員体制での業務となっている。

職員が健康でいきいきと働ける状態であってこそ効率的な事務事業の執行も行えるものであり、職員の心身の健康維持を図りながら適正な職員の配置に努められたい。

### (2) 事務事業の執行状況について

事務事業の執行状況については、一部繰越を除き目立った停滞は見られず、順調に執行されていると認めた。

しかしながら今回精査をした範囲内において、契約関係書類、その他補助金交付事務等において、例規にそぐわない不適切な処理が一部見受けられた。

各種契約締結に係る起案及び契約書等の作成においては、契約の方法や契約保証金の取り扱いなど嬉野市財務規則また財政課で作成された契約事務マニュアルに則った事務処理を徹底し、起案書や契約書など基本的事務処理の適正化を図られたい。

### (3) 付属施設の概要について

公共施設の管理・利用状況は、順調に推移していると認めた。使用料の収納についても一部を除き、概ね遅滞なく行われており、今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

### (4) 特色ある事業または懸案事業及び事務等の状況について

本年度も各課から特色ある事業または懸案事業の取り組みについて、提出

資料に基づき報告を受けた。今後も、限られた予算の中で創意工夫した事務事業の進展に努められたい。

(5) 歳入歳出執行状況について

○歳入について

景気は緩やかに回復しつつも、依然として地方の経済情勢は厳しく、各歳入費目においては引き続き、でき得る限りの財源確保が必要である。

税金については、催告や差押え、また、佐賀県滞納整理推進機構との連携により滞納整理に努められていた。今後も、収納対策の促進を図り、公平公正な税負担、自主財源確保のためにも徴収率の向上に努められたい。

そのほか、使用料・手数料等各種の歳入の厳正な収納についても、概ね各課において不断の努力をされているものと認めた。

○歳出について

事業完了及び執行率の低い事業の進捗状況等について事情を聴取し、概ね順調であると認めた。

しかしながら、歳出執行状況においては、今年度も予算の流用が散見された。

流用については、地方自治法第 220 条により認められてはいるが、あくまでも予算の不足を補う例外的な手段であり、安易な流用を慎み必要最小限に留め、計画的な予算執行に努められたい。

各課における指摘事項について

**【文化・スポーツ振興課】**

社会教育関係補助金交付事務において、交付要綱に検討を要するものが見受けられたので、早急に交付要綱の改正などを行い改善されたい。

**【農林課】**

青年就農給付金事業にかかる、国の平成 26 年度特例措置においては、交付要綱の検討が必要と思われるので、県とも協議し早急に要綱の改正を行い善処されたい。また、給付の要件については今一度精査されたい。

**【建設・新幹線課】**

社会文化会館の建設工事請負契約において、議会の議決を必要とする請負契約の効力発生等については、契約の整合性を考慮し慎重に処理されたい。

また、志田原住宅改修工事の落札決定通知書等についても、慎重な事務処理に努められたい。

地方自治法第199条第12項において、市長等は監査委員から監査の結果報告の提出があった場合、「市長等は当該監査の結果に基づき、又はその結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。その場合は、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。」と規定されている。

早急に改善され、監査委員まで報告されたい。

以上